

協会けんぽ からののお知らせ

「要治療」を放置している方へ ～健診は受けた後が大切です～

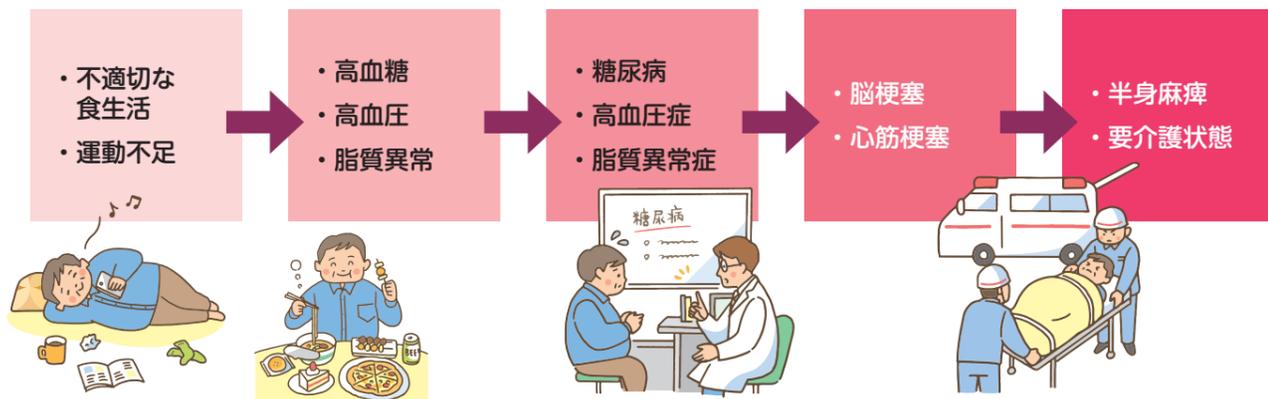


協会けんぽでは、生活習慣病予防健診の健診結果とともに左のような医療機関への早期受診をお勧めするチラシを受診者様にお渡ししています。

治療開始が遅いほど、病気が深刻となる可能性があり、重症化するほど医療費も増大します。

重い病気になる前に、自覚症状の有無にかかわらず医療機関を受診し、将来の病気を予防しましょう。

●不健康な状態を放っておくと・・・



●重症化を防ぐためのポイント

血圧・血糖検査で「要治療」の判定となったら
速やかに必ず受診しましょう



【事業主様・健診ご担当者様へのお願い】

従業員様の健診結果について、労働安全衛生法で実施が義務づけられている法定検査項目は、本人の同意の有無に関わらず、事業者が把握することが前提となっています。

従業員様の健康を守るため、健診結果から血圧、血糖値が高いことが把握できた場合は、**医療機関への早期受診をお勧めください。**

お問い合わせ先：保健グループ TEL 022-714-6854

インセンティブ制度をご存じですか？

協会けんぽには、加入者・事業主の皆様を取組を保険料率に反映させる制度があります。以下の5つの指標に基づき、都道府県支部をランク付けし、上位の支部は保険料率が引き下げられます。特に①②④は下記「職場健康づくり宣言」の必須事項にも関連していますので、一緒に取り組んでいきましょう。

- ① 特定健診等の受診率
- ② 特定保健指導の実施率
- ③ 特定保健指導対象者の減少率
- ④ 速やかに医療機関への受診を要する者の受診率
- ⑤ ジェネリック医薬品の使用割合

「インセンティブ制度（令和2年度実績）」の結果発表

宮城支部は全国第13位となり、標準報酬月額30万円で計算した場合、令和4年度は年間876円に相当する保険料額の引き下げ（労使折半前）につながりました。



▲詳しくはこちら▲

「職場健康づくり宣言」エントリー募集中です

協会けんぽ宮城支部では「職場健康づくり宣言」を通じて、皆様の健康づくりをサポートしています。「職場健康づくり宣言」に登録されていない協会けんぽ加入事業所様は、この機会にエントリーいただきますようお願いいたします。



▲詳しくはこちら▲



お問い合わせ先：企画総務グループ TEL 022-714-6851

くすり Q&A



Q1 医師から解熱鎮痛薬が処方されましたが、症状がおさまりました。家族が発熱したので、これを服用させてもいいですか？

A1 絶対に服用させてはいけません。医師は患者の症状、病気にあわせて処方します。同じ発熱でも原因となる病気が同じとは限りません。大人には安全なくすりでも子供や妊婦にとって危険なくすりもあり、また家族の中にはアレルギー体質の人もいるかもしれません。思わぬ結果を引き起こすことのないよう注意しましょう。

Q2 今まで飲んでいた錠剤が、同じ成分で水なしで飲める錠剤（口腔内崩壊錠）に変更になりました。くすりの効果に差はないのでしょうか。

A2 水なしで飲める錠剤は、一般に口腔内崩壊錠といわれています。この錠剤は、従来の錠剤と効果に差がないことが試験で確認されています。また、水で飲んだ時と水なしで飲んだ時の差がないことも確認されていますので、ほかのくすりと一緒に水で飲んでも差し支えありません。口腔内崩壊錠は、唾液あるいは少量の水分により数十秒で崩壊するため、錠剤をうまく飲み込めない高齢者や水分摂取制限

を受けている方にとっても有用でしょう。また口腔内崩壊錠の中には吸湿性が高いものもあるので、そのような錠剤は飲む直前に包装から取り出すようにしてください。

Q3 市販のくすり（一般用医薬品・要指導医薬品）でも、副作用はありますか？

A3 市販のくすりでも副作用がでることはあります。くすりを飲んで、発疹がでる、体のだるさや食欲不振がひどくなる等の場合は副作用の可能性がります。また熱が下がらない、痛みが改善されない等の症状がよくならないばかりか、かえって悪化するような時はくすりを中止して医療機関を受診することをお勧めします。市販薬を購入する時は、副作用や飲み合わせについて薬剤師に相談してください。いつも使っているくすりでも、体の調子により副作用がでることがあります。また、はじめて使うくすりは特に注意が必要です。

一般社団法人宮城県薬剤師会
広報委員会 山口 勇

全国健康保険協会 宮城支部
協会けんぽ

〒980-8561 仙台市青葉区国分町 3-6-1
仙台パークビル 8F

☎ 022-714-6850 (代表)
FAX 022-714-6857

協会けんぽ 宮城 検索

<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/miyagi/>

宮城支部メルマガ
会員募集中！



登録はじまじまじ

M美
さんの

社会保険物語

年に一度健診を
受診しましょう
第123話



協会けんぽからのお知らせ

※職場内で閲覧してください

被扶養者様の特定健診（特定健康診査）の対象となるのは、協会けんぽ加入の40歳～74歳までの被扶養者（ご家族）様となります。特定健康診査とは、生活習慣病やその前兆であるメタボリックシンドロームを早期に発見・改善するための健診です。事業主、事務ご担当者、被保険者の皆様におかれましては、ご家族様の健康のため、健診を受診するようお声がけいただけますようお願いいたします。

健診の受け方には種類がございます。下記QRより、ご自身にあった方法で受診してください。

同じ年度内（4月～3月末まで）に健診は一度しか受けられません。

特定健診（特定健康診査）の受け方はこちら➡



問い合わせ先

協会けんぽ宮城支部 保健グループ
TEL 022-714-6854